

○稲沢市自転車等放置防止条例施行規則

平成7年9月22日

規則第33号

改正 平成9年12月22日規則第51号

平成11年3月30日規則第34号

平成12年3月31日規則第16号

平成12年12月26日規則第63号

平成17年4月1日規則第95号

平成24年3月27日規則第12号

平成26年2月24日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、稲沢市自転車等放置防止条例（平成7年稲沢市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定)

第2条 市長は、条例第9条第1項の規定により自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識（様式第1）を設置するものとする。

2 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 放置禁止区域の名称及びその区域
- (2) 放置禁止区域の指定の効力発生年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(放置禁止区域内における放置自転車等に対する措置)

第3条 条例第11条第1項の規定による指導又は命令は、口頭又は放置されている自転車等に警告書(様式第2)を取り付けることにより行うものとする。

(放置禁止区域外における放置自転車等に対する措置)

第4条 条例第12条第1項の規定による指導は、放置されている自転車等に注意書(様式第3)を取り付けることにより行うものとする。

2 条例第12条第2項の規則で定める期間は、前項の注意書を取り付けた日から起算して7日間とする。ただし、緊急な場合又は市長が必要と認める場合は、この期間を短縮することができる。

3 条例第12条第3項において準用する同条第1項の規定による指導は、利用されていない自転車等に調査書(様式第4)を取り付けることにより行うものとする。

(保管場所)

第5条 条例第13条第1項の規則で定める場所は、別表のとおりとする。

(保管の周知等)

第6条 市長は、条例第13条第1項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を利用者等に周知するため、当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺に表示するとともに、自転車等保管台帳(様式第5)を作成するものとする。

(保管の告示)

第7条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 撤去した場所
- (2) 撤去した年月日
- (3) 保管する期間
- (4) 保管及び返還を行う場所
- (5) 返還の方法
- (6) 保管期間経過後の措置
- (7) その他市長が必要と認める事項

(利用者等への通知)

第8条 市長は、条例第13条第1項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)について、防犯登録等により利用者等を確認することができたときは、速やかに放置自転車等引取通知書(様式第6)により、当該利用者等に通知するものとする。

(返還の手続)

第9条 保管自転車等の利用者等は、当該保管自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書(様式第7)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は、当該保管自転車等の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

(保管期間)

第10条 条例第13条第3項の規則で定める期間は、同条第2項の規定による告示の日から起算して60日間とする。

(売却の手続)

第11条 条例第13条第3項の規定による保管自転車等の売却は、稲

沢市契約規則（昭和５７年稲沢市規則第３７号）その他関係法令に定める手続により行うものとする。

（費用の徴収の免除）

第１２条 条例第１４条第２項に規定する費用の徴収の免除を受けようとする者は、放置自転車等返還費用徴収免除申請書（様式第８）を市長に提出しなければならない。

（協議会の会長及び副会長）

第１３条 稲沢市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第１４条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が招集する。

（１）最初の協議会を開催するとき。

（２）協議会の会長及び副会長が欠けたとき。

３ 協議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

４ 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 1 5 条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第 1 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の規定は、条例付則ただし書きの規則で定める日から施行する。

付 則 (平成 9 年規則第 5 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 1 1 年規則第 3 4 号)

この規則は、平成 1 1 年 4 月 3 日から施行する。

付 則 (平成 1 2 年規則第 1 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 1 2 年規則第 6 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 1 7 年規則第 9 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 4 年規則第 1 2 号)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 6 年規則第 5 号)

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

名称	位置
----	----

松下自転車等保管所	稲沢市松下二丁目 20 番 1
高御堂自転車等保管所	稲沢市高御堂一丁目 7 番 3
稲沢駅西第 3 自転車等駐車場	稲沢市駅前二丁目 157 番 2
清洲駅東第 1 自転車等駐車場	稲沢市北市場町西玄野 549 番地 1
稲沢市祖父江支所	稲沢市祖父江町上牧下川田 454 番地
稲沢市平和支所	稲沢市平和町横池中之町 138 番地

様式第1(第2条関係)

自転車等放置禁止区域標識



様式第2(第3条関係)

警 告 書

警 告 書

ここは、自転車等放置禁止区域です。

速やかに移動してください。

このまま放置されますと、「稲沢市自転車等放置防止条例」に基づき撤去します。

放置確認日時

年 月 日

時 分頃

放置場所

稲 沢 市

備考 用紙の大きさは、縦120ミリメートル、横60ミリメートルとする。

様式第3(第4条関係)

注 意 書

注 意 書

交通の妨げなど多くの人の迷惑となりますので、自転車等を放置しないでください。

「稲沢市自転車等放置防止条例」に基づき撤去します。

放置確認日時

年 月 日

時 分頃

放置場所

稲 沢 市

この注意書を取り付けたままの自転車等は放置とみなします。

備考 用紙の大きさは、縦120ミリメートル、横60ミリメートルとする。

様式第4(第4条関係)

調 査 書

調 査 書

長期間利用されずに駐車してある自転車等を調査しています。

自転車等を利用している場合は、取りはずしてください。

原則として7日間を経過してもこの調査書がついている場合は、利用されていないものとして、「稲沢市自転車等放置防止条例」に基づき撤去します。

年 月 日

稲 沢 市

駐 車 場 名

-----

備考 用紙の大きさは、縦120ミリメートル、横60ミリメートルとする。

様式第5(第6条関係)

年度 自転車等保管台帳

				保管番号				
撤去	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分						
	場 所							
自 車 種	自 転 車	婦人・ミニサイクル・スポーツ・三輪・						
	原 付	スクーター・スポーツ・三輪						
メーカ	メーカー	・ ・ ・ ・ ・ 不明・その他( )						
	色	赤・黒・青・シルバー・白・黄・その他( )						
防犯登録番号	防犯登録番号	有・無( )		ナンバープレート	有・無( )			
	欠落装備及び破損か所	かご	無・破損	荷台	無・破損	ライト	無・破損	ペダル
その他	ハンドル	無・破損	サドル	無・破損	ミラー	無・破損	タイヤ	(前・後)無・破損
	錠	無・破損	スタンド	無・破損	パンク	前・後		
住所	住所					電話	( ) —	
	氏名							
警察	照会日	年 月 日		回 答	年 月 日			
	盗難届	有・無	年 月 日					
保管	告示日	年 月 日		売却日	年 月 日			
	保管期限	年 月 日		売却代金	円			
引取	引取通知書発送日	年 月 日						
返 還	返 還	自転車等 ・ 売却代金						
	返 還 日	年 月 日				担当者		
確 認 手 段	確認手段	引取通知書・免許証・健康保険証・身分証明書・学生証・カギ その他( )						
	徴収費用	円 ・ 免除( )						
受 取 人	住所							
	氏名					電話	( ) —	
処 分	方 法	警察引渡し・廃棄・市に所有権帰属						
	処 分 日	年 月 日						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6(第8条関係)

(表)

郵便はがき		
_____		
_____		
様		
保管番号		
お問い合わせ		
〒		
稲沢市	部	課
電話		

備考 用紙の大きさは、はがき大とする。

(裏)

放置自転車等引取通知書

年 月 日

稲沢市長

あなたが所有していると思われる自転車・原動機付自転車を、「稲沢市自転車等放置防止条例」の規定により 年 月 日に撤去し、保管していますので、至急引取りに来てください。

なお、保管期限を過ぎても引取りがない場合は、同条例に基づき処分します。

記

- 1 引取場所 稲沢市役所 課  
及び日時 月曜日～金曜日( 時～ 時)  
(祝日、休日、年末年始は除く。)
- 2 連絡先 稲沢市 部 課  
電話 (内線 )
- 3 保管期限 年 月 日まで
- 4 返還費用 自転車1台につき 1,000円  
原動機付自転車1台につき 2,000円
- 5 持参するもの この通知書、身元確認できるもの(運転免許証・健康保険証・学生証等)自転車等のカギ、印鑑

様式第7(第9条関係)

放置自転車等返還申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
所有者との関係( )

次のとおり自転車等の返還を申請します。

保 管 番 号			
所 有 者	住 所 氏 名	電 話	
車 種	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車		
メ ー カ ー		種 類	
色		その他特徴	
防犯登録番号		標 識 番 号 (ナンバー)	
住 所 ・ 氏 名 の 表 示	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	〔 住 所 氏 名 〕	
放 置 日 時 及 び 場 所	年 月 日 時 頃		
売 却 代 金	円		

\*申請者と所有者が異なる場合は、所有者欄にも記入してください。

自 転 車 等 受 取 書	
年 月 日	
稲沢市長 殿	氏 名 ①
上記の自転車・原動機付自転車・売却代金を確かに受け取りました。	

返還時確認事項

身 元 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他( )		
所 有 確 認	<input type="checkbox"/> 引取通知書 <input type="checkbox"/> 自転車等のカギ <input type="checkbox"/> その他( )		
返 還 日	年 月 日	返還担当者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8(第12条関係)

放置自転車等返還費用徴収免除申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話  
所有者との関係( )

次のとおり返還費用の免除を申請します。

保 管 番 号	
車 種 及 び 免 除 金 額	<input type="checkbox"/> 自 転 車 円 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 円
免除を申請する 理 由	

.....  
上記の申請については、次のとおり決定する。

決 裁	
決定事項	<input type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/> 却 下
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 1 (第 2 条 関係)

様式第 2 (第 3 条 関係)

様式第 3 (第 4 条 関係)

様式第 4 (第 4 条 関係)

様式第 5 (第 6 条 関係)

様式第 6 (第 8 条 関係)

様式第 7 (第 9 条 関係)

様式第 8 (第 1 2 条 関係)